

2019 旭区民スポーツ祭 実施要項

1 目的

本事業を実施することにより、区民の体力向上・健康維持、青少年の健全育成、及び地域の活性化を図ることを目的とする。

2 実施主体

旭区民スポーツ祭実行委員会

3 実行委員会の組織

実行委員会は、次に掲げる団体の代表者をもって組織する。

- (1) 旭区連合自治会町内会連絡協議会
- (2) 旭区体育協会
- (3) 旭区スポーツ推進委員連絡協議会
- (4) 旭区青少年指導員連絡協議会
- (5) 旭区子ども会育成連絡協議会
- (6) 旭区老人クラブ連合会

4 各団体の役割等

- (1) 大会開催要項は、旭区スポーツ推進委員連絡協議会が作成する。
- (2) 区大会の運営は、旭区スポーツ推進委員連絡協議会が中心となる。
- (3) 旭区スポーツ推進委員連絡協議会地区会長は、競技委員として区大会を運営する。また、競技委員長には同協議会会長が、競技副委員長には同協議会副会長がそれぞれ就任する。
- (4) 旭区体育協会は、審判派遣を主として大会運営に参加する。
- (5) 上記以外の団体は、主に地区大会の実施、チームづくり、広報等を行う。

5 大会の日程、種目及び会場

別表（実施予定表）のとおり

6 地区大会の実施及び区大会への出場

- (1) 地区大会は、大会開催要項にもとづきそれぞれの地区で実施する。
- (2) 地区大会は、連合自治会町内会エリア毎で行い区大会に出場する代表チームを選出する。
- (3) 地区大会のチーム編成は、各連合自治会町内会エリア内の町内会単位で行う。単一の町内会でのチーム編成が困難な場合は、複数の町内会合同でチームを編成する。なお、他の連合自治会町内会エリアに所属する町内会と合同でのチーム編成はできないものとする。

7 地区大会参加申し込み方法等

- (1) 参加するチームの監督が地区スポーツ推進委員連絡協議会会長（別紙名簿参照）に所定の申込書を提出する。
- (2) 各地区スポーツ推進委員連絡協議会は、大会実施前に所定の「地区大会実施計画書」を作成して、すみやかに旭区民スポーツ祭実行委員会事務局に提出する。

8 表彰

(1) 種目別表彰

種目ごとに1位から4位までを表彰する。

(2) 総合表彰

ア 全種目の得点合計により、1位から6位までの地区を決定し表彰する。

イ 各種目の得点は次のとおりとする。

優勝8点、準優勝7点、3位6点、4位5点、以下4点、3点、参加点5点

（参加点は、選手全員が参加資格を満たし、かつ試合成立に必要な人数に足りている地区が、最初の試合を開始した時点で付与する。ただし、1試合も行われることなく雨天中止になった場合は、代表者会議に出席した地区すべてに付与する）

ウ 得点合計が同得点の場合は、各種目の上位種目が多い方を上位とする。

9 旭区民スポーツ祭実行委員会事務局

旭区役所地域振興課生涯学習支援係

住 所 旭区鶴ヶ峰1-4-12

電 話 045-954-6095 （平日の9時から17時まで）

090-1847-2771

（代表者会議当日の17時から20時まで
大会当日の7時から17時まで）

FAX 045-955-3341

※番号のおかけ間違いにご注意ください。